

防府市入札契約関連システム導入事業共通仕様書

1 基本事項

(1)業務名

防府市入札契約関連システム導入事業

(2)業務の目的

防府市が保有する建設工事、建設工事関連業務に関する業者情報、入札契約情報及び検査情報を管理するとともに、防府市電子入札システムとの連携機能を備えたシステムを構築、導入することで事務の省力化、効率化を図る。

(3)導入するシステム

導入するシステムは以下のとおり。契約管理システム及び工事成績評価管理システムについては本共通仕様とは別に、特記仕様を定めているのでそちらも参照すること。

- ・ 契約管理システム（特記仕様はP. 8～P. 9）

防府市が保有する「建設工事」「測量・コンサル」に関する業者情報、入札契約情報及び検査情報を管理するとともに、電子入札システムとの連携機能を備えた契約事務を管理するシステムを構築、導入することで契約事務の省力化、効率化を図る。

- ・ 入札参加資格審査申請システム

申請書類の電子化を行い、すべてWebサービス上で完結するシステムを構築する。併せて契約管理システムにデータを反映させる。

- ・ 工事成績評価管理システム（特記仕様はP. 10）

工事成績評価に係るシステムを構築、導入することで、工事成績評価及び工事成績の通知・公表、請負者への説明要求対応を効率的に行うとともに、成績評価データベースを構築し、各事業者の技術評価、成績の統計・分析を行う。

(4)業務内容

①構築業務

- ・ 打合せ協議に係る資料の準備・収集・整理、議事録作成
- ・ システムの設計・構築・テスト
- ・ 職員に対する操作研修及びマニュアル作成
- ・ 現行システムからのデータ移行
- ・ その他本システム構築に必要な作業

②運用保守業務

- ・ システム運用管理
- ・ 障害発生時の対応
- ・ ソフトウェア、アプリケーション、ハードウェア保守
- ・ その他本市システムの運用・保守に必要な作業

(5)業務期間

①業務期間

- ・ 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

・構築期間

令和8年1月31日まで

※ただし、システムの構築は、令和7年12月31日まで

※令和8年2月から本稼働とするため、令和8年1月は構築環境の検証期間とする。

②運用保守期間

令和8年2月1日（本稼働日）から令和8年3月31日まで（2か月）

2 構築業務

(1)実施条件

- ①本システムは運用上必要な現行の各法令等に対応していること。また、構築後の法改正等があった場合には迅速に対処できること。
- ②構築責任者及び担当技術者を明確にし、進捗管理や品質管理等を行うこと。また、構築体制図を明確にした体制図を提案時に提出すること。
- ③システム構築においては、豊富な実務経験を持つ業務に精通した技術者が対応し、本市担当課職員及び情報部門担当課職員と十分な協議を行った上で、本市の要望を十分に考慮すること。
- ④問題解決及び情報共有を目的とした打合せを必要に応じ適宜実施すること。
- ⑤本市からの問い合わせ等に対しては、迅速かつ適切に回答を行うこと。また、要望等には誠実に対応すること。
- ⑥本業務の遂行に要する諸経費（設備費・人件費・消耗品費・通信運搬費等）については、全て本業務の契約額に含むものとする。

(2)機密保護

- ①業務の実施における個人情報の取扱いについて、本市のセキュリティポリシーを遵守すること。
- ②個人情報の保護の重要性を十分認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう必要な措置を講じること。
- ③本市から知り得た情報（公開情報を除く。）は、本システムの提案、契約の目的以外に使用せず、契約期間の終了後についても機密として扱い、第三者に開示若しくは漏洩しないように必要な措置を講じること。
- ④契約書中には、別紙1「重要情報資産・個人情報取扱特記事項」を遵守する旨を記載するので、受注者は留意すること。

(3)業務の引継ぎ

本業務の契約期間の終了後、他社のシステムへ移行する場合は、事業者は運用・保守期間終了時まで本市が業務を継続して遂行できるよう必要な措置を講じ、他社システムへの移行に必要な作業を支援（打合せ参加、資料提供等）すること。

3 導入要件

(1)前提条件

①システムの形態

- ・原則、Webブラウザで利用できるシステムであること。
- ・契約管理システム及び工事成績評定管理システムについてはオンプレミス、入札参加資格

審査申請システムについてはクラウドサービスにより構築すること。

- ・本市 LGWAN 環境で利用できるシステムとすること。

②システム構築環境

以下の方法により構築すること。

②-1 契約管理システム及び工事成績評価管理システム（オンプレミス）

- ・サーバは本市指定のデータセンターに構築すること。
- ・システム利用者数、移行予定データの容量等に基づき、必要なスペックを見積もった上でサーバの構築を行うこと。
- ・バックアップ用の NAS を調達すること。
- ・その他、システムの運用に必要な機器があれば調達の上構築に含めること。
- ・サーバ及び NAS はラックマウント型とすること。
- ・構築する予定のサーバ・NAS の仕様を提案書に明記すること。
- ・本市指定データセンターのラック情報は以下を参照すること。

ラック型番：NDT42-1020（川村電器産業製）

空き電源：100V 20A 電源タップ 7 口

※データセンターは無停電電源装置が常設されているため、本調達において UPS の設置は不要とする。また、電源が不足する場合はデータセンター事業者が用意する。

②-2 入札参加資格審査申請システム（クラウドサービス）

- ・LGWAN-ASP 又は専用線によりサービスを提供すること。なお、LGWAN-ASP によらない場合は、申請データを無害化する等必要なセキュリティ対策を施すこと。
- ・原則、本市ネットワーク機器の設定変更作業を伴わないこと。設定変更が必要な場合は、その理由や、費用負担について提案書に明記すること。
- ・データセンターは国内に存在すること。
- ・データセンター及びデータセンター内のサーバ等設置室の出入りは権限を持つ者のみに限り、IC カードや生体認証等による認証を行うとともに、出入り口は常に監視・記録されていること。
- ・データセンター内の本市が利用するラックについては、関係者以外の者が操作できないよう、施錠等の措置が講じられていること。
- ・データセンターは適切な空調管理に加え、地震、水害、火災、停電等の災害対策が行われていること。
- ・外部サービスの利用に関する規定に基づき、クラウドサービスにおいては以下の事項を選定基準としているため、提案に含めること。

ア サービスの中断時の復旧要件

イ サービスの終了又は変更時における事前の通知等の取り決めや情報資産の移行方法
稼働率、目標復旧時間、目標復旧ポイント、バックアップの保管方法などの可用性に関する事項

ウ サービス提供者が、利用者の情報資産へ目的外のアクセスや利用を行わないこと

エ サービス提供者における情報セキュリティ対策の実施内容及び管理体制

オ サービス提供者若しくはその従業員、再委託先又はその他の者によって、利用者の意図しない変更が加えられないための管理体制

- カ 情報セキュリティインシデントへの対処方法
- キ 脅威に対する外部サービス提供者の情報セキュリティ対策（なりすまし、情報漏えい、情報の改ざん、否認防止、権限昇格への対応、サービス拒否・停止等）の実施状況やその他契約の履行状況の確認
- ク 情報セキュリティ対策の履行が不十分な場合の対処方法
- ケ サービス提供者により、利用規約、各種設定が変更された場合の確認方法や連絡方法

③クライアント環境

本市はシンククライアント環境を採用しており、各個人の物理端末から、LGWAN 系 VDI にアクセスし業務を行っているため、VDI での使用を想定したシステム構築を行うこと。ただし、上下水道局においては、シンククライアント環境を利用せず、物理端末（いわゆるファット端末）により業務を行っているため、その点についても考慮すること。

なお、シンククライアント環境は令和 8 年 2 月に更新を予定しているため、以下の点に留意の上、更新後のシンククライアント環境での稼働も踏まえた上で構築すること。

- ・次期シンククライアント環境の OS は、Windows11 Enterprise を予定しており、数年ごとにメジャーアップデートを適用するため、調達するシステムはメジャーアップデートへの対応を行うこと。
- ・その他、Web ブラウザ、office の更新も想定されるため、問題なく使用できるよう対応を行うこと。

《職員利用端末の仕様》

物理端末

OS	Windws10 IoT Enterprise 2021 LTSC
CPU	インテル Celeron プロセッサ 7305(1 10Ghz)/5 コア
ストレージ	フラッシュメモリ 256GB
メモリ	8GB

現行シンククライアント環境（令和 8 年 1 月 3 1 日まで）

アプリケーション	VMware Horizon 6
OS	Windows10 Enterprise LTSC
CPU	vCPU 0 5 コア
ストレージ	100GB
メモリ	4GB
ブラウザ	Microsoft Edge
Office	Office Professional Plus 2016

次期シンククライアント環境（予定）

アプリケーション	NEC VirtualPCCenter (バージョン未定)
OS	Windows11 Enerprise
CPU	vCPU 2 コア
ストレージ	100GB
メモリ	12GB

ブラウザ	Microsoft Edge
Office	Microsoft 365 Apps for Enterprise

上下水道局物理端末

OS	Windows10 Enterprise LTSC 2019
CPU	Intel Core i5 -10500T プロセッサ (2.30GHz)
ストレージ	500GB
メモリ	8GB
ブラウザ	Microsoft Edge
Office	Microsoft office Professional 2019

《次期シンクライアント環境更新スケジュール（予定）》

- 令和7年10月～ LGWAN系 VDI 検証環境抽出し
- 令和7年12月～令和8年1月末 シンクライアント環境切替作業（並行稼働期間）
- 令和8年2月～ 次期シンクライアント環境本稼働

(2)機能要件

「機能要件書」を参照すること。

(3)システム稼働時間

8時30分から17時15分（平日）までを稼働時間の基本とする。また、この範囲を超えて稼働させることも可能とすること。なお、システムメンテナンス等により、一時的にシステムの利用を停止する場合は、事前に本市へ連絡すること。

(4)バックアップ

- ①業務継続性の確保や早期復旧対応を踏まえ、バックアップ対象データや、バックアップ方法、頻度等を提案すること。
- ②バックアップについては、夜間実施する等、本市への業務影響を最小限とすること。

(5)信頼性

- ①本番稼働後のシステム変更、システム機能追加やバージョンアップ時には、本番環境以外で十分にテストできる環境を有すること。
- ②開発時及び運用時におけるアクセス制限、操作ログの取得、暗号化通信、その他セキュリティ対策を講じ、データが第三者から閲覧されない環境を構築すること。
- ③設計、設定時の誤りの防止策を講じること。

(6)研修

システム導入時に職員向けの操作研修を行うこと。操作研修会場、研修用PC、電源、ネットワーク環境は本市にて用意する。研修の際に使用する資料は参加人数分を用意すること。なお、研修動画を本市に提供し、各職員が自席の端末を用いて受講する方式でも可とする。

- ①管理者向け操作説明
- ②一般職員向け操作研修

(7)マニュアル作成

システム導入時に管理者及び職員向け、入札参加者向けのマニュアル（入札参加資格申請システム）を作成すること。マニュアルについては、必要に応じて随時改定し、常に最新の状態を保持して本市に提供すること。

4 保守・運用要件

1 (4)②に記載の期間、本調達範囲に含まれるハードウェア及びソフトウェアについての保守サービスを提供すること。なお、1 (4)①に記載の構築期間は保守期間に含めないこととし、この期間に故障等があった場合は、費用を含めて受注者の負担で復旧対応を実施すること。

保守作業及び部品交換等に要する費用は原則受注者の負担で対応することとし、消耗品等、別途費用が掛かるものがあれば、本市と協議して対応等を決定するものとする。

(1)基本要件

円滑なシステムの稼働を確保するために必要な機能修正や変更等の保守管理作業を行うこと。なお、大幅な制度改正等によるシステムの改修以外は、バージョンアップ等を含め通常の保守の範囲で特段の経費を要することなく行うこと。

(2)障害発生時の対応

障害発生時には、速やかに復旧作業にとりかかることとし、復旧に係る所要時間の見込み等について報告するとともに、1 両日中を目安に復旧させることを原則とするが、時間を要する場合は本市と協議の上、出来るだけ迅速に対応すること。また、復旧後は障害報告書により原因について本市に説明し、今後の対策を協議すること。

(3)サポート体制

保守業務の受付時間は、本庁開庁日の8時30分から17時15分までを基本とする。各システムを熟知した担当者を配置し、問合せに対しては原則当日中に1次回答を行うこと。また、災害時や重大な障害発生時、至急の問合せに対応する時間外受付窓口を設けること。

(4)保守の方法

オンプレミスで構築する場合はオンサイト保守とし、本市庁舎外からのリモート保守は原則認めない。ただし、次の要件を満たす場合は、ハードウェアを除き、リモート保守を認めるものとする。提案に当たっては、接続回線・保守方法等を企画提案書に明示すること。

- ・リモート保守に関する回線は専用線、広域イーサネットもしくはインターネットを利用しないIP-VPN回線のいずれかとする。
- ・回線帯域は指定しないが、レスポンス低下等障害時の調査を本市と同等な環境で行えるようにするため、適切な保守・運用が行えるようにすること。
- ・リモート接続する端末は他団体との共用を行わない専用端末とすること。
- ・リモート接続する端末及び設置環境について適切なセキュリティ対策を行うこと。（ウイルス対策、ユーザー管理、入退室管理、監視カメラ等）

- ・リモート接続に関する利用履歴（作業者、作業日時、作業内容等）を記録し毎月本市に報告すること。
- ・リモート接続に必要な機器（ルータ、ファイアウォール等）を受注者にて準備すること。

5 成果物

電子データで提出可能なものについては、CD-R 又は DVD-R で提出すること。形式等は別途協議の上決定する。

- ①システム一式
- ②システム稼働に必要な新たなハードウェア・ソフトウェア（必要な場合のみ）
- ③構築体制図
- ④マスタースケジュール
- ⑤詳細スケジュール
- ⑥操作研修用テキスト（動画研修を実施する場合は動画を含むこと）
- ⑦操作マニュアル
- ⑧打合せ議事録
- ⑨その他必要と思われる資料

6 その他

(1) 運用保守契約について

令和 8 年度以降運用保守に係る契約については、別途受注者と契約するものとする。

(2) その他

本仕様書に記載のない事項について、疑義が生じたときは速やかに本市と協議すること。

防府市契約管理システム特記仕様書

1 システム名

防府市契約管理システム

2 導入の目的

防府市が保有する建設工事、建設工事関連業務及び物品に関する業者情報、入札契約情報及び検査情報を管理するとともに、防府市電子入札システムとの連携機能を備えたシステムを構築、導入することで事務の省力化、効率化を図る。

3 導入要件

(1)基本方針

①建設工事及び測量・建設コンサルタント・業者登録、入札及び契約の一連の事務処理ができること。

a)登録業者数

- ・建設工事業者：約600者
- ・測量・建設コンサルタント業者：約300者

b)年間案件数

- ・建設工事：約300件
- ・測量・建設コンサルタント：約50件

②理解しやすい画面構成、直感的な操作性・履歴管理等の仕組みを備えており、特別な知識がなくても情報の検索やデータ抽出ができるよう、EUC機能を備えるなど汎用性が高いこと。

③帳票については、クライアントから参照でき、PDF形式又はExcel形式等に変換して出力できること。A4判出力を基本とし、出力前にプレビュー表示ができること。

④電子契約や内部事務処理における電子決裁など電子自治体の推進を見据えた本市の業務改善に繋がるシステムであること。

⑤法令等の制度改正に即時対応できること。

⑥定期的に機能強化・バージョンアップ等が予定される発展性のあるシステムであること。

(2)システム規模等

システム利用者数及び端末数

内容	台数及び人数
システム利用者数	約100人
システム利用端末数	約100台
同時接続台数	約30台

3 データ移行

(1)移行方法

現行システムから円滑にデータを移行するため、移行時期と手法を明確にすること。

(2)データ移行範囲

現行の入札契約管理システムから抽出された、登録業者及び契約データの移行
データ移行範囲については、以下のとおり。ただし、詳細については、構築業者決定後、本市と協議の上決定する。

データ抽出容量（約１ＧＢ以下）

- ・事業者情報（約７，０００件）
- ・契約案件情報（約１８，０００件）

(3)要件

- ①データ移行に要する経費は本業務の契約額に含めること。
- ②現行システムに保存されているデータは原則全て提供するが、システム的な理由やデータ不備等で移行が困難なものがある場合は、本市及び関係システム業者と協議すること。
- ③ファイルレイアウトは、原則本市指定のものとするが、システム開発の初期段階において、データ移行に関する事項（提供データ内容・量、データ抽出・提供方法、データ形式、文字コード、提供時期、提供回数等）について本市と（必要であれば現行システム運用保守事業者も同席の上）協議すること。
- ④移行データの確認やデータ移行後のシステム検証等の作業については、チェックリスト等を作成・提示するなど本市の負担を軽減できるように配慮すること。

4 他システムとのデータ連携

下記システムとのデータ連携を可能とすること。なお、連携するファイルレイアウト等については、本市及び関係システム業者と協議の上決定する。

・財務会計システム

システムから出力される予算データを取込めること。

・防府市電子入札システム

システムから出力される入札結果等のデータを取込めること。

・入札参加資格審査申請システム及び工事成績評価管理システム

それぞれのシステムと必要なデータ連携ができること。

工事成績評定管理システム特記仕様書

1 システム名

工事成績評定管理システム

2 導入の目的

工事成績評定業務の確立、フローの効率化、評定作業の進捗の把握

工事成績評定業務における作業負担の平準化

工事成績評定業務の標準化

工事成績業務における情報セキュリティの確保

工事成績データのデータベース化、技術評価、統計・分析のために2次利用

3 業務フロー

- ①工事成績評定業務に関わる複数の事業課の各担当職員のクライアント端末(LGWAN 事務系端末)から庁内ネットワークを経て同システムにログインする。
- ②各職員の範疇における評定値を入力することで目的とする帳票類をE x c e l形式で出力し、工事成績評定業務を完結させる。同時に請負業者の技術を評価するためのデータベースを構築する。

4 基本要件

- ①工事成績評定業務をシステム化したパッケージであり、防府市工事検査取扱規則を網羅するよう協議の上、システムをカスタマイズすること。
- ②システムの一部について微細な変更は、システム管理者権限により設定可能なこと。
- ③実施された成績評定内容はデータベース化され、必要に応じ2次利用が可能なこと。
- ④契約管理システムとデータ連携できること。

5 調達システム構築の範囲

- ①業務パッケージの使用許諾(カスタマイズを含む)
- ②必要なソフトウェアライセンス
- ③帳票作成
- ⑤操作研修(システム管理者研修及び一般職員対象研修)

6 システム利用部署

契約課、用地管理課(検査員)、工事担当課、上下水道局(検査員)

7 工事件数

年間200件程度

重要情報資産・個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、この契約による業務（以下「本業務」という。）を行うに当たっては、防府市情報セキュリティポリシーに沿って、防府市の情報資産を取り扱うとともに、当該資産に個人情報を有する場合には、法令に則り、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、本業務に関して知り得た情報（個人情報及び重要な情報資産であって甲がその内部限りで用いる情報をいう。）を正当な理由がないのに第三者に知らせ、又は使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(目的外利用及び提供の禁止)

第3 乙は、甲の指示、承諾又は法令の定めがある場合を除き、本業務に関して知り得た情報を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(安全管理義務)

第4 乙は、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の情報の適正な管理のため次の必要な措置を講じなければならない。また、一及び二の措置を講じたときは、その内容を甲に届け出なければならない。

- 一 管理責任者の選定
- 二 取扱場所の特定
- 三 無断持ち出し禁止についての周知徹底
- 四 不正アクセスの防止及び記録媒体等接続時における不正プログラムの感染防止

2 管理責任者は、業務従事者に対し、本業務に関して、情報の適正な管理が図られるよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。

3 乙は、業務従事者に対して、情報資産の保護及び秘密の保持等、情報の取扱いに関し履行すべき責務について十分な教育を実施しなければならない。

(情報資産の持ち出し)

第5 乙は、本業務における取扱場所（甲の利用する情報システム環境を含む。）から情報を持ち出してはならない。ただし、持ち出しを行う都度、持ち出す目的、情報の内容及び暗号化等の対策を記した書類により、甲から書面による承諾を得た場合はこの限りでない。

(複写・複製の禁止)

第6 乙は、本業務を行うために甲から引き渡された情報資産を、用紙、記録媒体等に複写し、又は複製してはならない。ただし、複写又は複製を行う都度、甲から書面による承諾を得た場合はこの限りでない。

2 前項の場合において、甲の施設内にコンピュータやその他記録媒体を持ち込み作業を行う場合は、甲から書面によるコンピュータやその他記録媒体の持ち込みに係る承諾を得なければならない。

い。

(情報資産の返還・消去)

第7 乙は、本業務を行うために甲から引き渡しを受けた情報資産をこの契約の終了後直ちに甲に返還しなければならない。また、甲の承諾により借用した情報資産を複写又は複製した場合は消去の上、消去したことを証する書類を甲に提出しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、この限りでない。

2 乙は、本業務を行うために自ら取得した情報のうち、本業務の達成のため取得した個人情報及び甲がその内部限りにおいて用いる情報は、この契約の終了後甲に帰属するものとする。

(記録媒体等の廃棄)

第8 乙は、甲から情報資産を記録した記録媒体等の廃棄の指示があった場合、当該記録媒体等を甲の指示する復元又は判読が不可能な方法により廃棄の上、廃棄したことを証する書類を甲に提出しなければならない。

(再委託の禁止)

第9 乙は、本業務を行うための情報の処理は、自ら行うものとし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合を除き、第三者にその取扱いを委託（再委託先が乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。以下「再委託」という。）をしてはならない。

2 乙は、前項の規定により、本業務の全部又は一部を再委託する場合には、この契約により乙が負う義務を再委託先に対しても遵守させなければならない。このため、乙は、乙と再委託先との間で締結する契約書においてその旨を明記するとともに、本業務を行うために甲から引き渡された情報の安全管理が図られるよう、再委託を受けた者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(実地調査等)

第10 甲は、本業務に関し必要があると認めるときは、実地に調査し、乙に対して必要な資料の提出を求め、又は必要な指示をすることができる。

(事故発生時における報告義務)

第11 乙は、情報資産の漏えい、滅失又はき損その他の事故が発生し、若しくは発生するおそれのあることを知ったとき、又は、この契約に違反する事態が生じ、若しくは生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。この場合において、乙は、甲から立入調査の実施を求められたときは、これに応じなければならない。

(損害賠償)

第12 乙は、その責めに帰すべき事由により、情報資産の漏えいその他情報資産の適正な管理の怠りにより、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰する事由により甲又は第三者に損害を与えたときも同様とする。